

5 消安第 4440 号  
令和 5 年 11 月 21 日

食品安全委員会委員長  
山 本 茂 貴 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

食品健康影響評価について（評価依頼）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

牛又はめん山羊に由来する肉骨粉等を馬、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料の原料として利用するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定により定められた動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の基準及び規格の一部を改正すること（当該改正の概要は別紙のとおり）。



## 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正の概要について

### (牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開)

#### 1 これまでの経緯

- (1) 2001 (平成 13) 年 9 月の BSE 初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 (昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。) に基づき、牛、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白質 (以下「牛肉骨粉等」という。) を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止した。
- (2) その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、2015 (平成 27) 年 4 月の牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料 (以下「養魚用飼料」という。) への利用再開、2018 (平成 30) 年 4 月のめん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開等、順次、規制範囲の見直しを行ってきた。
- (3) 一方、現在においては、牛肉骨粉等の馬、豚、鶏及びうずら (以下「鶏・豚等」という。) を対象とする飼料 (以下「鶏・豚等用飼料」という。) への利用は、飼料安全法に基づき禁止している。

#### 2 BSEに係る飼料規制の見直しの検討

- (1) 牛、めん羊、山羊及び鹿 (以下「牛等」という。) を対象とする飼料 (以下「牛等用飼料」という。) の交差汚染や牛等への誤給与を防止するため、製造工程の分離や牛等への使用禁止の表示等のリスク管理措置を講じたことにより、我が国では 2002 年 1 月生まれの牛を最後に、BSE の発生はなく、2013 (平成 25) 年以降、国際獣疫事務局 (WOAH) による「無視できる BSE リスク」のステータスを 10 年以上維持する等、BSE 発生リスクが低下していることから、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開を検討することとする (※)。なお、これまでの飼料安全法に基づく (独) 農林水産消費安全技術センター (以下「FAMIC」という。) 及び都道府県による立入検査において、牛等用飼料への牛肉骨粉等の混入や牛肉骨粉等の牛等への給与は確認されていない。

(※) 牛肉骨粉等のペットフードへの利用についても、併せて再開を検討する。

- (2) 牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開について、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会プリオン病小委員会より、牛、めん羊及び山羊並びに鶏・豚等におけるプリオン病の発生

状況や伝達性等を考慮すると、製造工程の分離等の管理措置の実施により、牛肉骨粉等の牛等への給与を防止した上で、牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用を再開した場合、現行の飼料規制の効果に影響を及ぼすとは考えにくいとの技術的助言が得られた。

(3) さらに、飼料安全法第3条第2項の規定に基づき、農業資材審議会に諮問したところ、本見直しを行うことについて、適当と認めるとの答申が得られた。

### 3 利用再開に当たっての管理措置

農業資材審議会の答申等を踏まえ、牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料として利用することを可能とするため、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）の一部を改正する。牛肉骨粉等の鶏・豚等用飼料への利用再開に当たっては、牛等用飼料の交差汚染等を防止するため、以下の①～④の管理措置（牛肉骨粉等の養魚用飼料への利用再開に当たって講じた管理措置に加え、下線部の管理措置を新たに導入）を実施する。

- ① 牛肉骨粉等の製造事業者は、牛肉骨粉等の製造に当たり、牛の特定部位等の混入を防止するため、原料の分別収集を行うとともに、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程で製造しなければならない。また、当該製造事業者は、製品出荷時に供給管理票を牛肉骨粉等に添付しなければならない。さらに、農林水産大臣が、製造事業場ごとに、牛肉骨粉等の製造開始前に、上記の基準への適合状況について確認する。
- ② 牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造事業者は、牛等用飼料への牛肉骨粉等の混入を防止するため、牛等用飼料の製造工程と完全に分離された工程で製造する他、製造に従事する従業員への教育及び製造関連業務についての定期的な自己点検を行うとともに、異常が発生した場合、国、FAMIC等に対して直ちに報告し、当該異常の原因の究明、改善措置等の対応を行わなければならない。また、当該製造事業者は、牛等用飼料を陳列する量販店への出荷を制限するとともに、中間製品として飼料の製造事業者へ出荷する場合には、供給管理票を添付しなければならない。さらに、農林水産大臣が、製造事業場ごとに、牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造開始前に、上記の基準への適合状況について確認する。
- ③ 牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造事業者は、畜産農家が牛肉骨粉等を原料とする飼料を牛等に与えることのないよう、当該飼料について、牛等への使用の禁止、保存上の注意等を表示しなければならない。
- ④ FAMIC は、牛肉骨粉等及び牛肉骨粉等を原料とする飼料を製造する事業場において、①から③までの措置が適切に行われていることを、立入検査によって確認する。また、都道府県は、牛等の畜産農家において牛肉骨粉等を原料とした飼料が誤給与されていないことについ

て、立入検査によって確認する。特に、鶏・豚をともに飼養する牛農家のうち、牛肉骨粉等を原料とする飼料を使用する者に対して、原則として年1回の立入検査によって確認する。

#### 4 成分規格等省令の改正の内容

3の管理措置を実施するため、成分規格等省令について、次の改正を行うとともに、農林水産大臣の確認の具体的な手続及び基準を定めた通知等の改正を行う。

- (1) 牛肉骨粉等のうち、牛の特定部位等の処理工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたものを鶏・豚等用飼料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格中、馬、豚、鶏又はうずらの項を改正する。
- (2) 牛肉骨粉等を鶏・豚等用飼料として利用することを可能とするため、動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準及び表示の基準を改正する。
- (3) その他所要の改正を行う。

#### 5 今後の進め方

食品健康影響評価の結果を踏まえて、パブリックコメントを実施した上で、成分規格等省令の改正を行う。